

契 約 書 (案)

頭 書

1	事 業 の 名 称	令和7年度浜松市浜名区役所ほか12施設動画広告放映事業
2	事 業 の 場 所	浜名区役所 浜松市浜名区貴布祢3000番地 北行政センター 浜松市浜名区細江町気賀305番地 天竜区役所 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 東行政センター 浜松市中央区流通元町20番3号 西行政センター 浜松市中央区雄踏一丁目31番1号 南行政センター 浜松市中央区江之島町600番地の1 積志協働センター 浜松市中央区積志町1825番地 笠井協働センター 浜松市中央区笠井町861番地 篠原協働センター 浜松市中央区篠原町20399番地の1 入野協働センター 浜松市中央区入野町9858番地 長上協働センター 浜松市中央区市野町2620番地の1 佐鳴台協働センター 浜松市中央区佐鳴台二丁目24番地の1 本庁舎 浜松市中央区元城町103番地の2
3	契 約 金 額	金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円) ※内訳は「(別紙) 広告掲載料一覧表」のとおり。
4	契 約 期 間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで
5	契 約 保 証 金	
6	納 入 期 限 等	第6条第1項のとおり
7	仕 様 書 等	広告掲載料一覧表、仕様書

上記の事業について、浜松市（以下「施設所有者」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「設置者」という）は、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

施設所有者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
 名 称 浜松市
 代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊟

設置者 住所又は所在地 浜松市〇区〇〇町〇〇番地
 氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

条 項

(総則)

- 第1条 施設所有者及び設置者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書7に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 施設所有者は、仕様書等記載の物件（以下「広告設置場所」という。）を設置者に広告設置場所として提供し、設置者は施設所有者に対して広告料掲載料を支払うものとする。
- 3 設置者は、この契約の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書7の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、施設所有者及び設置者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 施設所有者及び設置者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(目的)

- 第2条 この契約は、施設所有者の施設である浜松市浜名区役所ほか12施設（以下「区役所等」という。）において、設置者が民間企業等を広告主とした広告映像等を、モニター及び、モニターによる広告を補完する目的でパンフレット等を掲示するためのパンフレットラック（以下、「モニター等」という。）を設置することについての取り扱いについて定めることを目的とする。

(広告掲載場所)

- 第3条 設置者がモニター等を設置できる場所は、別紙仕様書の定めによる。

(事業計画の策定及び協議)

- 第4条 設置者は、モニター等の仕様、放映料、施工管理方法及びスケジュールについてあらかじめ施設所有者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を施設所有者に提出しなければならない。なお、設置者は広告の仕様変更等、事業計画を変更する場合は、事前に必ず施設所有者と協議し、承諾を得なければならない。

(占有の許可)

- 第5条 設置者は、モニター等を設置するときには、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可を、その設置期間について受けなければならない。
- 2 設置者は、前項に規定する許可を受けるにあたり、浜松市行政財産の目的外使用に

関する使用料条例（昭和３９年浜松市条例第３４号）及び関連規定に基づく使用料を施設所有者に対し、納付しなければならない。

- 3 その他、行政財産の管理に関する事項については、浜松市公有財産管理規則に従うものとする。
- 4 モニター等の設置にかかる光熱費は、設置者の負担とする。

（広告掲載料）

第６条 設置者は、モニター等の設置による広告価値を利用する対価として、別紙「広告掲載料一覧表」の納入年度の区分に応じ、令和７年度分の広告掲載料にあつては、契約期間の開始日から３０日以内に、それ以降の年度の広告掲載料にあつては、当該年度当初に、施設所有者の発行する納入通知書により、施設所有者の定める期日までに施設所有者に納入しなければならない。なお、契約締結日以後に消費税率の変更があつたときは、消費税額及び地方消費税額を変更後の税率によるものとする。

- 2 施設所有者は、前項に規定する広告料を設置者が納入期限までに納入しない時は、納入期限後２０日以内に督促状を発行する日から１５日以内の期限を指定して督促状を発行するものとする。
- 3 前項の規定により施設所有者が督促状を発行した場合においては、設置者は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該納入金について浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和３３年浜松市条例第５号）に基づく延滞金を加算して施設所有者に支払わなければならない。

（広告内容の審査）

第７条 設置者は、広告の内容について、浜松市広告掲載要綱及び浜松市広告掲載基準を遵守するとともに、事前に施設所有者の審査を受けその承諾を得たものでなければ設置できない。

- 2 設置者は、前項に定める審査を受けるため必要な資料を施設所有者の指定する日までに、施設所有者に提出しなければならない。
- 3 施設所有者及び設置者は、広告主及び広告内容について区役所等の公共性、美観及び区役所等利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容等の修正）

第８条 施設所有者は、広告の内容・デザイン等が浜松市広告掲載要綱及び浜松市広告掲載基準に違反しているとき又は区役所等に設置する広告としてふさわしくないと施設所有者が合理的な理由により判断したときは、設置者に対して広告の内容等の修正を求めることができ、設置者はこれに従わなければならない。

- 2 前項の修正にかかる費用は、設置者が負担する。

（広告内容等の変更）

第９条 設置者は、自己の都合により広告の内容等を変更するときは、事前に施設所有

者と協議をし、その審査及び承諾を得なければならない。

(広告内容についての責任)

第10条 設置者は、広告の内容について、次に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は設置者が負うものとし、施設所有者は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。
- (3) 施設所有者に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は設置者の責任及び負担において解決するものとし、施設所有者は責任及び負担を負わないものとする。

(モニター等の設置及び広告映像の制作及び放映)

第11条 モニター等の調整、設置及び広告映像の制作、放映等に関わる作業は、設置者の負担により実施しなければならない。

(作業等の委託)

第12条 設置者は施設所有者の承諾を受けて、前条に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(モニター等設置にあたっての留意事項)

第13条 設置者は、モニター等の設置にあたっては、区役所等の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 設置者は、モニター等の破損等により、区役所等利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 施設所有者は、設置者に対して前二項の留意事項についての助言、指導を行うことができ、設置者はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、設置者が負担する。
- 4 モニター等の設置及び撤去並びに広告内容の変更等に関する作業は、設置者の希望日時を事前に調整したうえで、施設所有者が指定する日時に行うものとする。

(広告の破損又は紛失時の対応)

第14条 設置者は、モニター等が汚損、破損、紛失したときは速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

- 2 施設所有者は、モニター等の汚損、破損、紛失を発見した場合は、速やかに設置者に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧にかかる経費は、設置者が負担する。

(施設所有者の解除権)

第15条 施設所有者は、設置者が次のいずれかに該当したと認められるときは、書面により設置者に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の内容の履行に関し、設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係各位に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 設置者が、破産手続き開始の申立て、更正手続き開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 第16条の規定によらないで、設置者がこの契約の解除を申し出たときで、施設所有者がこの契約の解除が相当であると認めるとき。

2 施設所有者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、設置者との協議によりこの契約を解除することができる。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、設置者の責に帰すべき事由がある場合は、施設所有者は納付済広告料を違約金として設置者に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としない。

(設置者の解除権)

第16条 設置者は、施設所有者が次のいずれかに該当したと認めるときは、書面により施設所有者に通告したうえ、この契約を解除できる。

- (1) 施設所有者が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、施設所有者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去等)

第17条 設置者は、この契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくモニター等の撤去を行わなければならない。

(損害賠償)

第18条 設置者は、第7条第1項により広告の記載が認められなかった場合、第8条第1項により修正を行った場合、第13条第3項による助言及び指導に従った場合、第15条第1項による解除がされた場合は、施設所有者に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 施設所有者は、この契約の履行に関して、施設所有者の責に帰すべき事由により設置者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 設置者は、この契約の履行に関して、設置者の責に帰すべき事由により施設所有者

に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、施設所有者及び設置者の協議で定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 この契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が施設所有者の責に帰すべき事由により生じたときは、施設所有者の責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が設置者の責に帰すべき事由により生じたときは、設置者の責任と負担をもって解決する。

- 2 前項に定める場合のほか、この契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、施設所有者及び設置者の協議で、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

- 3 前各項の規定に対応できるよう、設置者は、賠償責任保険等の保険への加入その他必要な措置を講ずるものとする。

(原状回復)

第20条 設置者は、使用許可の期間満了又は解除したときは、モニター等を速やかに撤去しなければならない。ただし、契約期間満了後も、同一の設置者が同一の広告掲載場所を使用できる場合は、この限りではない。

(著作権等)

第21条 設置者はモニター等設置及び広告映像等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 施設所有者が、この契約に基づき、施設に設置されているモニター等及び広告映像等が掲載されている写真又は画像データを施設や事業の紹介等の行政目的のために浜松市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、設置者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(広報の作成、権利処理の保証、流用禁止)

第22条 設置者がこの契約に基づいて設置したモニター等で放映する広報は、施設所有者の提供する広報の素材をもとに、設置者が施設所有者の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。

- 2 施設所有者は、設置者に提供する広報の素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広報の素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- 3 施設所有者は、設置者が施設所有者の依頼を受けて作成した市の広報を、市役所のモニター以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ設置者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(施設の廃止、移転等の取扱い)

- 第23条 契約期間中に、施設の休止、廃止又は移転がある場合の扱いについては、施設所有者及び設置者の協議で定めるものとする。
- 2 前項のほか、改修工事等により移転又は撤去等の必要が生じた場合は、施設所有者及び設置者の協議で定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第24条 設置者は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ施設所有者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

- 第25条 この契約の履行に関して施設所有者と設置者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 3 この契約の履行に関して施設所有者と設置者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、施設所有者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

- 第26条 この契約の定め疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、浜松市契約規則に従うとともに、施設所有者及び設置者の協議で定めるものとする。

(別紙 広告掲載料一覧表)

区	事業の場所	納入年度		広告掲載料(税込)	うち消費税額(※1)	備考
浜名	浜名区役所	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	北行政センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
天竜	天竜区役所	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
中央	東行政センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	西行政センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	南行政センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	積志協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月

区	事業の場所	納入年度		広告掲載料(税込)		備考
中央	笠井協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	篠原協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	入野協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	長上協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	佐鳴台協働センター	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月
	本庁舎 北館1階	令和7年度	令和7年9月1日 ～ 令和8年3月31日			7ヶ月
		令和8年度	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日			12ヶ月
		令和9年度	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日			12ヶ月
		令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日			12ヶ月
		令和11年度	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日			12ヶ月
		令和12年度	令和12年4月1日 ～ 令和13年8月31日			5ヶ月

※1 「うち消費税額」は、消費税及び地方消費税の額を示す。

令和7年度浜松市浜名区役所ほか12施設動画広告放映事業
仕 様 書

1 趣旨・目的

浜松市(以下、「市」という。)では、来庁者に動画広告及び市の広報を放映する情報サービス等を提供することを目的として、浜松市浜名区役所ほか12施設(以下、「区役所等」という。)のロビー等にモニター等を設置します。

2 設置条件

(1) 広告の媒体

(ア) モニターによる動画広告

(イ) パンフレットによる広告(パンフレットラック設置)

(2) 設置場所

(ア) モニター

区	設置内容			
	設置場所		大きさ [インチ]	設置可能数 [基]
浜 名	浜名区役所	1 階 区民生活課	42 程度	1
	北行政センター	1 階 証明・届出	42～48 程度	1
天 竜	天竜区役所	1 階 区民生活課	42～48 程度	1
中 央	東行政センター	1 階 証明・届出	42～48 程度	1
		2 階 中央健康づくりセンター	42～48 程度	1
	西行政センター	1 階 証明・届出	42～48 程度	1
		1 階 長寿支援課	42～48 程度	1
	南行政センター	1 階 証明・届出	42～48 程度	1
	積志協働センター		32～40 程度	1
	笠井協働センター		32～40 程度	1
	篠原協働センター		32～40 程度	1
	入野協働センター		32～40 程度	1
	長上協働センター		32～40 程度	1
	佐鳴台協働センター		32～40 程度	1
	本庁舎 北館1階		32～40 程度	1

(イ) パンフレットラック

	設置場所		設置面積等
天 竜	天竜区役所	1 階 出入口	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度で、自立式のもの
中 央	東行政センター	1 階 総合案内西壁面	サイズ W550mm×H1400mm×D80mm 程度で、壁に固定できるもの
	西行政センター	1 階 正面玄関	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度で、自立式のもの
	南行政センター	1 階 証明・届出記載台横	サイズ W580mm×H1600mm×D500mm 程度で、自立式のもの
浜 名	北行政センター	1 階 証明・届出	サイズ W850mm×H1600mm×D500mm 程度で、自立式のもの

(3) 設置期間

令和7年9月1日 から 令和12年8月31日 まで（5年間）

(4) モニター等の仕様等

- (ア) モニター及びパンフレットラックの製作、取り付け、撤去に係る費用については事業者の負担とします。
- (イ) モニターは壁面に設置できるなど、薄型で場所を取らないものとします。
- (ウ) モニターの電源についてはタイマーで管理できるものとし、年次点検等の停電時に設定の保持ができることとします。
- (エ) その他の仕様については、協議の上で決定することとします。

(5) 動画広告の放映等

- (ア) 放映時間は、区役所等開庁日の午前8時15分から午後5時30分までとします。
- (イ) 放映する動画広告の内容・デザイン等については、浜松市広告掲載要綱(別紙－1)及び浜松市広告掲載基準(別紙－2)を遵守することとします。
- (ウ) 動画広告の放映枠数・回転数・管理等については、協議の上、決定することとします。
(放映内容の最短の更新期間は半月とします。)
- (エ) モニターの音量については、設置施設管理者と協議し、業務に支障のないこととします。
- (オ) 動画広告の放映枠のうち、原則として25%を行政情報枠として放映をできるようにし、詳細については協議の上、決定することとします。

(6) 北行政センターの改修等

- (ア) 改修工事の予定のある北行政センターにおいて、工事に伴いモニター等の移設の必要が生じた場合は、施設管理者と協議のうえ同施設内の別の場所に移動するものとする。
- (イ) 改修に伴い、モニター等の移設場所が北行政センター内に無い場合は、施設所有者と協議のうえ、近隣の協働センター等の施設へ移設するものとする。
- (ウ) 改修工事に伴うモニター等の移設に係る費用は、事業者の負担とする。